

委員会提出議案第1号

プロポーザル方式による委託業務事業者の選定に関して適正な契約事務の執行を求める決議

今般、平成28年請願第48号「公募型プロポーザル方式入札について」の審査において、本市行財政改革推進部が実施した公募型プロポーザル方式による委託業務事業者の選定、さらには、契約事務の執行の在り方などに関して、数多くの問題点が指摘された。

一般にプロポーザル方式は、その性質又は目的が競争入札に適しないと認められる委託業務を発注する場合に、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、その企画提案書等を基に総合的な審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した事業者を選定する方式であり、この契約事務の執行に当たっては、入念な事前調査とともに、相当の期間を要するものである。

また、プロポーザル方式の採用検討に当たっては、過去の事例や経緯、既成概念などにとらわれず、ゼロベースから検討していくことが肝要であり、その過程における恣意の介入を排し、競争性や公平性、透明性の確保に努めなければならない。

よって、さいたま市議会は、市執行部において、速やかに要綱等の規程を整備するとともに、全庁的に周知徹底を図り、当該事務の執行に厳格を期すことを強く求める。あわせて、市長におかれては、トップマネジメントの重責を担う者として、当該事務の執行に関し、何らの誤解・誤認を与えることのないよう十分に留意し、対応されることを切に求める。

以上、決議する。

平成29年3月23日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 高子 景